

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 研究推進部長</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>研究推進部研究支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第10条 委員会の事務は、<u>研究支援課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。